

○草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱

平成19年12月27日

告示第266号

改正 平成21年4月1日告示第91号

平成26年5月1日告示第166号

平成28年10月4日告示第266号

平成30年3月1日告示第28号

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、市民の日常生活もしくは社会生活における移動または観光旅客その他の本市を来訪する者の移動のための交通手段として利用されるすべての公共交通機関の活性化および再生を総合的かつ一体的に推進するため、法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定および変更に関する協議ならびに実施に係る連絡調整を行うため、草津市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 形成計画の策定および変更に関する事項
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 本市の実情に応じた適切な旅客自動車運送事業の態様および活性化に関する事項
- (4) 本市の実情に応じた適切な有償運送の態様および活性化に関する事項
- (5) 本市に存する鉄道駅に係る鉄道事業の態様および活性化ならびに乗継円滑化に関する事項
- (6) 本市に存する港湾に係る湖上輸送の態様および活性化に関する事項
- (7) その他公共交通に関して協議会が必要と認める事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 市職員
- (2) 市に営業区域が存する公共交通事業者、関係団体、道路管理者その他形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者
- (3) 市民または市内交通の利用者
- (4) 近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員
- (5) 滋賀県警察、学識経験者その他の協議会の運営上必要と認められる者

(公共交通事業者等の協議会への参加要請応諾義務)

第4条 市長は、第2条に規定する事項の協議を行う協議会の会議（以下「会議」という。）を開く旨を前条第2号に掲げるものに通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた者は、法第6条第4項の規定により、正当な理由がある場合を除き、当該通知にかかる協議に応じなければならない。

(任期)

第5条 協議会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 協議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で同意を得て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会長は、会議への代理出席を認めることができる。ただし、学識経験者として委嘱された委員の代理出席については、この限りでない。
- 6 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。
- 7 会議は、原則公開で行うものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。

(特別の議決)

第8条 第2条第1号および第2号に掲げる事項に係る会議の議事は、前条第4項の規定にかかわらず、出席委員の3分の2以上で同意を得て決する。

(協議結果の尊重義務)

第9条 法第6条第5項の規定により、協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会は、第2条第1号および第2号に掲げる事項、ならびにその他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、第3条の委員その他協議会が必要と認めた者とする。
- 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し、意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、都市計画部交通政策課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は平成19年12月27日から施行する。
- 2 この要綱の規定により最初に委嘱または任命された委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

付 則 (平成21年4月1日告示第91号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年5月1日告示第166号)

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

付 則 (平成28年10月4日告示第266号)

この要綱は、平成28年10月4日から施行する。

付 則 (平成30年3月1日告示第28号)

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。